

裁判員制度の論点 2

「裁判員に公正な評議は出来るのか」

1. はじめに

「公正な評議」とは？

一言で「公正な評議」といっても、何を以って「公正」とするのは様々である。それは大きく分けると 外見的な公正さ 中身の公正さ に、二分される。通常、「公正な評議が損なわれる」といえば、 外見的な公正さをまず意識するのだが、今回は、 中身の公正さについても議論していただきたい。

「外見的な公正さ」とは？

普段、「公正な評議が損なわれる」と言われるときの「公正さ」とは、まず「“外見的な”公正さ」「公正らしさ」のことである。

そもそも我々がなんとなく「裁判は公正なものだ」と信じられていたのは、裁判官がエライからではなく、従来の裁判制度が我々に「公正らしい」と思わせるようなシステムの上に構築されていたからに過ぎない。それは三権分立や判例主義を源泉とし、だれかが恣意的に判決をくだすのではなく、生活世界の権力が介入しないところで、昔からの膨大な事例に習って判決が下されるところに、我々は裁判の「公正らしさ」を見るのであり、それが裁判が裁判として機能して来た（裁判所の判断には一応皆が従ってきた）「正統性」に他ならないのである。

なぜ裁判員裁判は公正性を疑われるのだろうか。裁判員が素人だから、では言葉足らずだ。正確にいうと「裁判員が素人故の恣意性が裁判そのものの正統性を脅かしているから」である。それは、裁判員が生活世界の権力に影響を受けていて、なおかつ過去の判例についての知識を持たない市民であるということだ。正統性を危機に陥れるのは恣意性（人間は感情に左右されるため、判断が都度異なってしまうこと）であるが、現行の裁判員制度で恣意性が入り込む余地がある。そうすると、裁判員制度の存在は裁判の正統性の危機といえるのではないか。つまり誰も裁判を信用しなくなるという危機である。あの裁判員は恣意的な判断をしているのではないか、という疑いを市民から持たれた時点で、人が人を裁くという正統性（納得感）が失われてしまうのである。

以上が、「外見的な公正さ」と、それに関わる裁判員制度の問題点である。

そして今回は、以下に挙げる二つの論点を中心に議論して欲しい。

井上 薫（いのうえ・かおる）

現弁護士。東京大学理学部化学化卒。同修士課程修了。判事補・判事を経て2006年退官。裁判官時代に「蛇足判決理論」を唱え、裁判の合理化を追求した。著書に『裁判官が見た光市母子殺害事件』（文藝春秋）『つぶせ！裁判員制度』（新潮社）など。

門田隆将（かどた・りゅうしょう）

ジャーナリスト。中央大学法学部卒。雑誌メディアを中心に幅広く活動。日本の司法制度問題について精力的な執筆活動を続け、2008年には『なぜ君は絶望と戦えたのか 本村洋の3300日』（新潮社）を上梓。他に『裁判官が日本を滅ぼす』（新潮社）など。

井上氏「裁判員制度は司法を滅ぼす」

- ・裁判員には基本的に法律の知識が決定的に欠けている。
- ・「法律」という明確な基準もなしに裁かれては被告人の人権が損なわれる。
- ・「法律を知らなくても裁判官の説明に従えば大丈夫」という謳い文句は「裁判員の独立」と矛盾する。
- ・責任や守秘義務、罰則など裁判員に対して過重な負担を強いる。
- ・評議は裁判官が参加し、裁判官が選定した過去の判例などを基にした参考資料が配られ、裁判官の主導により行われる。
- ・莫大なお金を使って無意味な制度を行っている。

門田氏「官僚裁判官が日本を滅ぼす」

- ・裁判官には社会的な常識が欠けている。
- ・徹底した前例主義に陥り、個々の事件を相手にしていない。
- ・国民は様々な事由での辞退を認められている。
- ・国民に負担を強いてでも、法廷に正義を持ち込み、官僚裁判官を打倒すべきである。
- ・裁判官がいかなる人種かを理解し、裁判員の存在意義を強く自覚して裁判官に立ち向えばよい。
- ・裁判員制度の一番の意義は、官僚裁判官を打ち倒し、法廷に市民の常識と正義を持ち込むことにある。

共通意見

- ・官僚裁判官の判断は世間常識から逸脱している場合がある。
- ・裁判員制度は多くの問題を抱えた制度である。
- ・上記のどちらをより問題視するかで、裁判員制度に対する賛成・反対が別れる。

2. 論点

論点

裁判終了後、裁判員が自分の意見を明らかにすることは許されるか？

静岡県清水市（現静岡市清水区）で1966年、みそ会社専務一家4人が殺された「袴田事件」で、元プロボクサー袴田巖死刑囚（70）（再審請求で特別抗告中）に死刑を言い渡した1審・静岡地裁の判決文を起案したとされる元裁判官が「無罪の心証を持っていた」と、再審支援に協力を申し出ていることがわかった。「袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会」によると、元裁判官と名乗り出たのは、熊本典道氏（69）。事件の第2回公判から陪席裁判官を務め、68年の地裁判決で、3人の合議で主任裁判官として判決文を起案したという¹。

裁判での秘密を守ることが課せられる元裁判官の異例の告白。熊本さんは、「再審実現のため手助けしたい」と話しています。この事件での冤罪は、かけがえのない命にかかわってきます。

あなたは裁判員として、評議での自分の意見は、裁判終了後であっても、守秘義務の対象となると考えますか？

【賛成派の意見】

評議で述べた意見が後に公にされるとすれば、裁判員は、後に非難されることを恐れて率直に意見を言うことができなくなるおそれがある。そのため、裁判員が自由に意見を述べるができるよう、裁判員に守秘義務を課す必要がある。

事件記録には、被害者の情報等事件関係者のプライバシーに関する情報が記載されていることがある。これらは、事件関係者にとって他人に知られたくない内容である可能性が高いため、むやみに公表されないよう、裁判員に守秘義務を課す必要がある。

裁判員が評議等において見聞きしたことや意見を自由に話すことができるとすれば、周囲からむやみに意見を求められるおそれがある。また、それらを話すことによって、裁判員が非難や報復にあう危険もある。したがって、裁判員に守秘義務を課すことは、裁判員自身の保護に繋がる。

例えば、裁判員が判決と異なった意見や判決に批判的な意見を述べた場合や裁判員が実際に評議で述べた意見とは異なった意見を述べたような場合には、下された判決に対する誤解が生じたり、裁判に対する信頼が損なわれたりするおそれがある。そのため、裁判の公正や信頼を確保するために、裁判員に守秘義務を課す必要がある。

【反対派の意見】

裁判員に守秘義務を課すことは、憲法上保障された表現の自由を正当な理由なく侵害するものであり、違憲である。

裁判員に一生守秘義務を負わせること、守秘義務に違反した場合の罰則に懲役刑が定められているこ

¹【最高裁関係者によると、裁判官や元裁判官が、自身が関与した裁判の「評議の秘密」と称する内容を明かすのは極めて異例。「評議の秘密」を規定した裁判所法には、現職か元職かの規定はないが、「秘密は終生守るのが常識」という。罰則はないが、現職であれば、裁判官分限法による処分や裁判官弾劾法に基づき罷免される可能性があるという（07年03月03日付『読売新聞』）】

とは、裁判員に課す義務としては重すぎる。

評議において、裁判官から不適切な証拠の要約や不当な誘導がなされたとしても、裁判員がこれを公表することができないとすれば、事後的に是正することが困難である（評議は非公開なので、裁判員が指摘しなければ、その場で是正することもできない。）。

裁判員制度は、裁判員法施行後3年を経過した時点で見直しをすることが予定されているが、裁判員が評議で行われたことを公にできないとすれば、裁判員制度の問題点を適切に把握できず、見直しが形だけのものとなりかねない。

裁判の終了後は、裁判の公開により司法の在り方はどうあるべきなのかという提言や研究のための情報を提供するという公共的利益がより前面に出てくることになると思われるので、裁判員等が負う守秘義務は、裁判係属中と終了後では異なってくるのではないか。

評議の具体的内容を明らかにしないと、それに加わったことのない人に評議の様子を分かってもらうということはできないのではないか。実際に裁判員としての職務を経験した人の話こそ国民は期待し、国民の知る権利に役立つ。

罰則

ア. 現在裁判員である者

「評議の秘密」や「その他の職務上知り得た秘密」を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

イ. 裁判員であった者

その他の職務上知り得た秘密」、「評議の秘密」のうち裁判官若しくは裁判員の意見又はその多少の数を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。また、「評議の秘密」のうち、を除くものについては、財産上の利益その他の利益を得る目的で漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に、かかる目的がなかったときは、50万円以下の罰金に処せられます。若干分かりづらい構成となっていますが、事件関係者のプライバシーや評決の際の多数決の数を漏らした場合には、それだけで6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられ、評議がどのような過程を経て結論に至ったのかということ漏らした場合には、何らかの利得目的があれば、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に、何らの利得目的もなければ、50万円以下の罰金に処せられるということになります。

（書評）五十嵐二葉著『説示なしでは裁判員制度は成功しない』

著者は、陪審裁判において1番のキーとなるのが「説示」ではないかと考える。つまり、裁判に関してはまったくの素人である陪審員たちに、裁判とは何たるか、また、裁判に参加する上での注意点は何かを説明し、陪審員たちが陪審員としての役割を十分に発揮できるように諭すことである。まず、裁判官は陪審員たちに予断・偏見のないすんだ心で裁判に臨むことを意識させる。事実認定に関しては裁判官と陪審員とではそれほど差はないにしても、裁判全般についてはまったくの素人である。したがって、事実認定は可能にしても、そこに行き着くまでのプロセスに問題があれば、必然的に出された結論も妥当といえるものではなくなってしまうからだ。そして、被告人は何で訴えられているのか、また被告人をその訴因で有罪と認定するためには、陪審員はどのような結論に達しなければならないかを正確に説明する必要がある。ここでの説明が陪審員に十分に理解されないと意味がなく、かつ、説明が誘導的に結論を導くものであってもいけないわけである。ここでは、裁判官がプラスの意味で陪審員の舵取り役を担うことが期待され、陪審員は自分の責任を果たすため、裁判官の説示をよく聞き、評議に移ることが期待される。

論点

報道の自由との関係

裁判員制度が導入され、一般市民が裁判に参加するようになった現在、事件・裁判についての報道が、裁判員に及ぼす影響を問題視する声があがっている。被疑者らを犯人視する報道が無制限になされたのでは、まったく裁判の経験のない裁判員が混乱したり、影響されたりして、裁判の前にすでに被告に対して「犯人ではないか」という予断や偏見を持ってしまい、「公正な裁判」が害されるおそれがある、というのである。

一方、報道関係者からは、刑事事件の報道が規制・禁止されればメディアの存在理由がなくなるとして、反発の声があがっている。

「公正な裁判」の実現のため、予断は排除されるべきであろうか。排除されるべきならば、いかなる方法によるべきか。

・報道の影響(日本世論調査会 2008年3月調査)

Q:「事件の報道が裁判員にどの程度影響を与えますか」

A:「大いに影響を与える」 52.5%

「少しは影響を与える」 37.8%

Q:「過度に先入観を与える報道として何があるか」(複数回答可)

A:「テレビのワイドショー・情報番組」 59.9%

「テレビ・ラジオのニュース番組」 49.9%

「一般新聞の記事」 43.2%

・懸念される報道

2007年9月、最高裁判事局・平木正洋総括参事官は、「日本では捜査機関の発表や新聞・テレビの報道への信頼度が高い。これらの報道が行われると、裁判員はそれが間違いない真実だと思い、公正な判断ができなくなってしまうのではないか」との懸念を示した。

- 一、捜査機関から得た情報。捜査情報を確定した事実のように報じるのは控えるべき。
- 二、被疑者・被告人の自白内容の報道。受け手に「被疑者イコール犯人」の印象を刷り込んでしまい、刑事訴訟法が保障している「被疑者・被告人の無罪推定の原則」を無意味にしてしまうのではないか。
- 三、被疑者・被告人が不合理な弁解をしているという報道。
- 四、被疑者・被告人を犯人視する報道。DNA鑑定の結果が一致したなど。
- 五、被疑者・被告人の前科・前歴に関する報道。
- 六、被疑者・被告人の生い立ちや対人関係に関する報道。
- 三、～六、の報道は有罪の前提に立っており、無罪推定の原則に反する。
- 七、有識者・専門家のコメント。これも一般の人に「被疑者イコール犯人」の予断を抱かせる。

これに対してメディア側からは、「自白によって社会的な背景や問題が照らし出されることがある」「事件報道は社会のリスク情報であり、指摘された点はその重要な要素だ」「これまでも被疑者と犯人を区別して報道している」などの反論が相次ぎ、日本新聞協会からも、事件の被疑者を犯人と決め付けた報道(犯人視報道)はしないことを再確認し、被疑者の供述などを報じる際の注意事項をまとめた「裁判員制度開始のあたりの取材・報道指針」の策定を進めている。

・諸外国における事件・自己・裁判の報道

(アメリカ) (陪審制)

検察側と弁護側が陪審員の身辺調査を入念に行い、さらに陪審員を選任する手続きの中で丹念に質問を重ねることにより、予断を持つと思われる人は排除される。

(ドイツ) (参審制)

フランクフルト地裁では閉廷後、地裁の敷地内のある場所で、弁護人に対してインタビューをすることが認められている。また、プレス担当の裁判官がおり、インタビューに応じる。このように、メディアへの法的規制はないが、裁判に不当な影響を与える行為は慎重に排除される。

書評：『裁判員制度と報道 公正な裁判と報道の自由』 土屋美明 花伝社

土屋美明

東京大学法学部卒。1972年、共同通信社入社。本社社会部で司法記者会、宮内庁、外務省などを担当。社会部次長などを経て、1988年以降、論説委員と編集委員を兼務。2001年から2004年まで、政府の司法制度改革推進本部に設けられた裁判員制度・刑事検討会と公的弁護制度検討会の各委員を務めた。2003年から4年間、日本弁護士連合会「市民会議」委員。現在は法務省「司法制度改革実施推進会議」参与、日弁連法務研究財団理事、中央教育審議会専門委員(法科大学院特別委員会)

本書は、報道の在り方を考えるというテーマの性質上、各メディアの現在の取り組みに関する資料の分量が多い。現状を知るためには非常に有益な資料であるが、反面、似たような内容の繰り返しに感じられる部分もあり、全体を一度に通読しようとすると、やや冗長との印象を受けるかもしれない。また、報道の在り方を考えるとしつつ、厳しい批判がなされるのは素人目にもいきすぎと感じられる取材・報道に対してのみで、その他の問題点については、結局は各メディアの自主的な規制の策定に任せるほかない、といった趣旨の主張が目立ったように思う。とはいえ、裁判員制度との関わりにおける報道の問題点が分かりやすく指摘されており、世間一般に広く報道の在り方を考える契機を与える役割は十分に果たしているだろう。